

# 社会福祉法人 ボワ・すみれ福社会

## 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ボワ・すみれ福社会（以下、「本会」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 理事長(常勤)及び業務執行理事については、報酬及び退職金・交通費を支給する。

(2) 理事長(非常勤)及び業務執行理事でない理事、監事及び評議員（以下、「非業務執行理事等」という。）については、報酬を支給する。

2 理事長及び業務執行理事に対する退職金は、理事として任期を満了、または辞任、死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(理事長及び業務執行理事の報酬等の算定方法)

第3条 理事長及び業務執行理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬等については、別表第1に定める額

(2) 交通費については、給与・退職金規程に定める額

(3) 理事長及び業務執行理事が職務のため出張したときは、旅費規程に定める額。

(非業務執行理事等の報酬等の算定方法)

第4条 非業務執行理事等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第2に定める額（但し、交通費の実費が報酬日額を超える場合は、旅費規程による。）

(2) 非業務執行理事等が職務のため出張したときは、旅費規程に定める額

(職員給与との併給及び退職手当の支給)

第5条 本会職員（以下「職員」という。）が職員として理事である期間は、第3条に定める報酬の支給はせず、職員の給与・退職金規程に基づき、給与を支給する。なお、理事長が施設長等の職員を兼務する場合は、役員報酬を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 理事長及び業務執行理事の報酬については、支給日は毎月末日（その日が休日にあたるときは

その前日とする。)

(2) 退職金については、退職後1か月以内に支給する。

(3) 別表第2に関する支給については、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込む方法とする。(未締め翌月末払い)

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長及び業務執行理事に就任した者は、その日から報酬を支給する。

2 理事長及び業務執行理事を退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日、及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを切り上げる。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

## 附 則

1 この規程は、平成29年6月10日より施行する。

2 この規程は、平成30年12月1日より改定する。(別表1(1)理事長に追記)

3 この規程は、2019年12月19日より改定する。(第6条(3)追加)

4 この規程は、2020年3月19日より、改定する。(第5条追加)

5 この規程は、2020年12月17日より、改定する。(第6条(4)追加)

6 この規程は、2022年12月6日より、改定する。(別表第1改定)

7 この規程は、2023年6月15日より、改定する。(別表第1改定)

8 この規程は、2025年4月1日より、改定する。(第1条(2)、第3条(3)第4条(1)第6条(3)別表第2改定及び第6条(4)削除)